

# 平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

## (物流分野におけるCO2削減対策促進事業)

### 【審査基準】

#### 1. 高品質低炭素型低温輸送システムの構築促進事業

審査項目	審査基準
低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施計画書の記載要件。</li> </ul>
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①中小企業者（共同申請の場合、中小企業者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下</li> <li>③中小企業者がいない</li> </ul> </li> </ul>
補助事業が温室効果ガス排出量の削減計画に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における温室効果ガス排出量の削減目標・削減対策事項と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> </ul>
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における補助対象設備に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</li> <li>③認証又は認定を取得している者がいない</li> </ul> </li> </ul>
波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入する設備によるCO2削減量の直接効果について、CO2を1t削減するために必要なイニシャルコストにより採点する。</li> <li>・ 削減効果の算出方法について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①CO2削減量算出方法                   <ul style="list-style-type: none"> <li>a 燃料法の場合</li> <li>b 燃費法の場合</li> <li>c 改良トンキロ法の場合</li> <li>d 従来トンキロ法の場合</li> </ul> </li> <li>②削減量の算出方法の明確さや考え方の妥当性</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>波及効果については、実施計画書の記載要件とする。</li> </ul>
資金回収・利益を期待することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業のインシヤルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。</li> <li>ランニングコストの減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>
新規性、先端性、モデル性、実証的性格等を有しており、また他事業への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の新規性、先端性、モデル性、実証的性格及び期待される他の事業への波及効果の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実現可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか。</li> <li>②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるか。</li> <li>③当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。</li> </ol> </li> </ul>
事業の継続可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。</li> <li>②補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。</li> </ol> </li> </ul>
導入技術やスキーム等の活用・展開が期待できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業により導入するコンテナが、 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓荷役作業効率化のための機能を施す仕様のもの</li> <li>✓ I C タグ等の活用による輸送管理システムが行われるもの</li> <li>✓専用列車による輸送（特定荷主専用を除く。）に用いられるもの</li> </ul> </li> </ul> <p>等技術的、戦略的な創意工夫がなされているかについて、次により採点する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①これまでにない取組であると認められるもの</li> <li>②その他創意工夫が認められるもの</li> <li>③創意工夫が認められないもの</li> </ol>
補助事業者がこれまで鉄道又は海上貨物輸送へのモーダルシフトの取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間（平成26年度～平成28年度）の年間鉄道又は海上貨物輸送量（トンキロ）の平均値の高さにより採点する。</li> <li>輸送拡大率（平成28年度鉄道貨物輸送量（トンキロ）÷平成26年度鉄道貨物輸送量（トンキロ））の高さにより採点する。</li> <li>平成28年度末現在の鉄道輸送用鮮度保持コンテナ又は海上輸送用鮮度保持コンテナの導入個数により採点する。</li> </ul>

事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
設備の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備の保守計画の妥当性により採点する。</li> </ul>

## 2. 宅配システムの低CO2化推進事業

審査項目	審査基準
低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書の記載要件。</li> </ul>
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①中小企業者（共同申請の場合、中小企業者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下</li> <li>③中小企業者がいない</li> </ol> </li> </ul>
補助事業が温室効果ガス排出量の削減計画に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における温室効果ガス排出量の削減目標・削減対策事項と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> </ul>
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における補助対象設備に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</li> <li>③認証又は認定を取得していない</li> </ol> </li> </ul>
波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備によるCO2削減量の直接効果について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①CO2を1t削減するために必要なイニシャルコスト</li> <li>②CO2削減率</li> </ol> </li> <li>削減効果の算出方法について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①CO2削減量算出方法                   <ol style="list-style-type: none"> <li>a 実測データ等に基づいた方法</li> <li>b 原単位を用いた方法</li> <li>c その他の方法</li> </ol> </li> <li>②削減量の算出方法の明確さや考え方の妥当性</li> </ol> </li> </ul>
資金回収・利益を期待することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業のイニシャルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。</li> <li>ランニングコストの減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>

<p>新規性、先端性、モデル性、実証的性格等を有しており、また他事業への波及効果が大きいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業の新規性、先端性、モデル性、実証的性格及び期待される他の事業への波及効果の見通しにより採点する。</li> <li>・ 設置する場所の新規性について、オープン型宅配ボックスの設置が進んでいない地域に積極的に設置しているか等により採点する。</li> <li>・ より広範な関係者との連携が取れているかについて、多くの物流事業者が利用予定であるかという点により採点する。</li> </ul>
<p>事業の実現可能性が高いこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか。</li> <li>②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるか。</li> <li>③当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。</li> </ol> </li> </ul>
<p>事業の継続可能性が高いこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。</li> <li>②補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。</li> </ol> </li> </ul>
<p>導入技術やスキーム等の活用・展開が期待できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業により導入する技術やスキーム等の今後の活用・展開の見通しにより採点する。</li> </ul>
<p>オープン型宅配ボックス等の利用者の利便性が高いこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の利便性に関して、付加価値の内容により採点する。</li> </ul>
<p>事業の実施体制の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。</li> </ul>
<p>資金計画の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
<p>設備の保守計画の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入する設備の保守計画の妥当性により採点する。</li> </ul>

### 3. 効率的な低炭素型輸送ネットワーク構築モデル事業

#### (1) 低炭素型輸送機器等の整備促進事業

##### ① 鉄道における低炭素機器導入

審査項目	審査基準
低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書の記載要件。</li> </ul>
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①中小企業者（共同申請の場合、中小企業者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下</li> <li>③中小企業者がいない</li> </ol> </li> </ul>
補助事業が温室効果ガス排出量の削減計画に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における温室効果ガス排出量の削減目標・削減対策事項と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> </ul>
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における補助対象設備に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</li> <li>③認証又は認定を取得している者がいない</li> </ol> </li> </ul>
波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備による CO2 削減量の直接効果について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①CO2 を 1 t 削減するために必要なイニシャルコスト</li> <li>②CO2 削減率</li> </ol> </li> <li>削減効果の算出方法の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金回収・利益を期待することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業のイニシャルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。</li> <li>ランニングコストの減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>

新規性、先端性、モデル性、実証的性格等を有しており、また他事業への波及効果が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の新規性、先端性、モデル性、実証的性格及び期待される他の事業への波及効果の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実現可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか。</li> <li>②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるか。</li> <li>③当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。</li> </ul> </li> </ul>
事業の継続可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。</li> <li>②補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。</li> </ul> </li> </ul>
導入技術やスキーム等の活用・展開が期待できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業により導入する技術やスキーム等の今後の活用・展開の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
設備の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備の保守計画の妥当性により採点する。</li> </ul>

## ② 船舶における低炭素機器導入

審査項目	審査基準
低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書の記載要件。</li> </ul>
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①中小企業者（共同申請の場合、中小企業者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下</li> <li>③中小企業者がいない</li> </ol> </li> </ul>
補助事業が温室効果ガス排出量の削減計画に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における温室効果ガス排出量の削減目標・削減対策事項と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> </ul>
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における補助対象設備に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</li> <li>③認証又は認定を取得していない</li> </ol> </li> </ul>
波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備による CO2 削減量の直接効果について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①CO2 を 1 t 削減するために必要なイニシャルコスト</li> <li>②CO2 削減率</li> </ol> </li> <li>削減効果の算出方法の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金回収・利益を期待することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業のイニシャルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。</li> <li>ランニングコストの減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>
新規性、先端性、モデル性、実証的性格等を有しており、また他事業への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の新規性、先端性、モデル性、実証的性格及び期待される他の事業への波及効果の見通しにより採点する。</li> </ul>



事業の実現可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。</li> <li>①事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか。</li> <li>②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるか。</li> <li>③当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。</li> </ul>
事業の継続可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。</li> <li>①事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。</li> <li>②補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。</li> </ul>
導入技術やスキーム等の活用・展開が期待できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業により導入する技術やスキーム等の今後の活用・展開の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
設備の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入する設備の保守計画の妥当性により採点する。</li> </ul>

## (2) 鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業

審査項目	審査基準
低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書の記載要件。</li> </ul>
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①中小企業者（共同申請の場合、中小企業者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下</li> <li>③中小企業者がいない</li> </ol> </li> </ul>
補助事業が温室効果ガス排出量の削減計画に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における温室効果ガス排出量の削減目標・削減対策事項と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> </ul>
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における補助対象設備に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</li> <li>③認証又は認定を取得していない</li> </ol> </li> </ul>
波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備による CO2 削減量の直接効果について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①CO2 を 1 t 削減するために必要なイニシャルコスト</li> <li>②CO2 削減率</li> </ol> </li> <li>削減効果の算出方法の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金回収・利益を期待することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業のイニシャルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。</li> <li>ランニングコストの減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>
新規性、先端性、モデル性、実証的性格等を有しており、また他事業への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の新規性、先端性、モデル性、実証的性格及び期待される他の事業への波及効果の見通しにより採点する。</li> </ul>

事業の実現可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。</li> <li>①事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか。</li> <li>②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるか。</li> <li>③当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。</li> </ul>
事業の継続可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。</li> <li>①事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。</li> <li>②補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。</li> </ul>
導入技術やスキーム等の活用・展開が期待できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業により導入する技術やスキーム等の今後の活用・展開の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
設備の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入する設備の保守計画の妥当性により採点する。</li> </ul>

### (3) モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム構築事業

#### ① 共同輸配送促進事業

審査項目	審査基準
低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施計画書の記載要件。</li> </ul>
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①中小企業者（共同申請の場合、中小企業者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下</li> <li>③中小企業者がいない</li> </ul> </li> </ul>
補助事業が温室効果ガス排出量の削減計画に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における温室効果ガス排出量の削減目標・削減対策事項と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> </ul>
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における補助対象設備に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</li> <li>③認証又は認定を取得している者がいない</li> </ul> </li> </ul>
波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入する設備による CO2 削減量の直接効果について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①CO2 を 1 t 削減するために必要なイニシャルコスト</li> <li>②CO2 削減率</li> </ul> </li> <li>・ 削減効果の算出方法について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①CO2 削減量算出方法                   <ul style="list-style-type: none"> <li>a 燃料法の場合</li> <li>b 燃費法の場合</li> <li>c 改良トンキロ法の場合</li> <li>d 従来トンキロ法の場合</li> </ul> </li> <li>②削減量の算出方法の明確さや考え方の妥当性</li> </ul> </li> </ul>
資金回収・利益を期待することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業のイニシャルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>ランニングコストの減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>
新規性、先端性、モデル性、実証的性格等を有しており、また他事業への波及効果が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の新規性、先端性、モデル性、実証的性格及び期待される他の事業への波及効果の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実現可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか。</li> <li>②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるか。</li> <li>③当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。</li> </ol> </li> </ul>
事業の継続可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。</li> <li>②補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。</li> </ol> </li> </ul>
導入技術やスキーム等の活用・展開が期待できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業により導入する技術やスキーム等の今後の活用・展開の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
設備の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備の保守計画の妥当性により採点する。</li> </ul>

## ② 鉄道・海上輸送への転換促進事業

審査項目	審査基準
低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書の記載要件。</li> </ul>
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①中小企業者（共同申請の場合、中小企業者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下</li> <li>③中小企業者がいない</li> </ol> </li> </ul>
補助事業が温室効果ガス排出量の削減計画に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における温室効果ガス排出量の削減目標・削減対策事項と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> </ul>
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における補助対象設備に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</li> <li>③認証又は認定を取得していない</li> </ol> </li> </ul>
波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備による CO2 削減量の直接効果について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①CO2 を 1 t 削減するために必要なイニシャルコスト</li> <li>②CO2 削減率</li> </ol> </li> <li>削減効果の算出方法の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金回収・利益を期待することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業のイニシャルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。</li> <li>ランニングコストの減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>
新規性、先端性、モデル性、実証的性格等を有しており、また他事業への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の新規性、先端性、モデル性、実証的性格及び期待される他の事業への波及効果の見通しにより採点する。</li> </ul>

事業の実現可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。</li> <li>①事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか。</li> <li>②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるか。</li> <li>③当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。</li> </ul>
事業の継続可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。</li> <li>①事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。</li> <li>②補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。</li> </ul>
導入技術やスキーム等の活用・展開が期待できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業により導入する技術やスキーム等の今後の活用・展開の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
設備の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入する設備の保守計画の妥当性により採点する。</li> </ul>

#### (4) 船舶・港湾の連携による低炭素化促進事業

審査項目	審査基準
低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書の記載要件。</li> </ul>
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①中小企業者（共同申請の場合、中小企業者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下</li> <li>③中小企業者がいない</li> </ol> </li> </ul>
補助事業が温室効果ガス排出量の削減計画に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における温室効果ガス排出量の削減目標・削減対策事項と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> <li>港湾からの温室効果ガス削減計画と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> </ul>
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における補助対象設備に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</li> <li>③認証又は認定を取得している者がいない</li> </ol> </li> </ul>
波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備による CO2 削減量の直接効果について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①CO2 を 1 t 削減するために必要なイニシャルコスト</li> <li>②CO2 削減率</li> </ol> </li> <li>削減効果の算出方法の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金回収・利益を期待することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業のイニシャルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。</li> <li>ランニングコストの減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>
新規性、先端性、モデル性、実証的性格等を有しており、また	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の新規性、先端性、モデル性、実証的性格及び期待される他の事業への波及効果の見通しにより採点</li> </ul>



他事業への波及効果が大きいこと	する。
事業の実現可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。</li> <li>①事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか。</li> <li>②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるか。</li> <li>③当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。</li> </ul>
事業の継続可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。</li> <li>①事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。</li> <li>②補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。</li> </ul>
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
設備の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入する設備の保守計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
港湾政策との整合性が図られていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象とする港湾の政策上の位置付け（港湾区分、港湾計画・整備計画、取扱貨物量、港湾管理者・港湾運営会社等の取組等）により採点する。</li> </ul>

## (5) 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業

※昨年度からの継続事業の申請のみで、新規公募は行わない。

## (6) 物流拠点の低炭素化促進事業

審査項目	審査基準
低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書の記載要件。</li> </ul>
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①中小企業者（共同申請の場合、中小企業者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下</li> <li>③中小企業者がいない</li> </ol> </li> </ul>
補助事業が温室効果ガス排出量の削減計画に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における温室効果ガス排出量の削減目標・削減対策事項と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> </ul>
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における補助対象設備に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</li> <li>③認証又は認定を取得している者がいない</li> </ol> </li> </ul>
波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備による CO2 削減量の直接効果について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①CO2 を 1 t 削減するために必要なイニシャルコスト</li> <li>②CO2 削減率</li> </ol> </li> <li>削減効果の算出方法の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金回収・利益を期待することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業のイニシャルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。</li> <li>ランニングコストの減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>

新規性、先端性、モデル性、実証的性格等を有しており、また他事業への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の新規性、先端性、モデル性、実証的性格及び期待される他の事業への波及効果の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実現可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか。</li> <li>②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるか。</li> <li>③当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。</li> </ul> </li> </ul>
事業の継続可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。</li> <li>②補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。</li> </ul> </li> </ul>
事業の公益性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の公益性の程度により採点する。</li> </ul>
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
設備の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備の保守計画の妥当性により採点する。</li> </ul>

#### 4. 産業車両の高性能電動化促進事業

審査項目	審査基準
低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書の記載要件。</li> </ul>
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①中小企業者（共同申請の場合、中小企業者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下</li> <li>③中小企業者がいない</li> </ol> </li> </ul>
補助事業が温室効果ガス排出量の削減計画に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における温室効果ガス排出量の削減目標・削減対策事項と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> </ul>
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における補助対象設備に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</li> <li>②共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</li> <li>③認証又は認定を取得していない</li> </ol> </li> </ul>
波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備による CO2 削減量の直接効果について、次により採点する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①CO2 を 1 t 削減するために必要なイニシャルコスト</li> <li>②CO2 削減率</li> </ol> </li> <li>削減効果の算出方法の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金回収・利益を期待することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業のイニシャルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。</li> <li>ランニングコストの減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>
新規性、先端性、モデル性、実証的性格等を有しており、また他事業への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の新規性、先端性、モデル性、実証的性格及び期待される他の事業への波及効果の見通しにより採点する。</li> </ul>

事業の実現可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。</li> <li>①事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか。</li> <li>②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるか。</li> <li>③当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。</li> </ul>
事業の継続可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。</li> <li>①事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。</li> <li>②補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。</li> </ul>
導入技術やスキーム等の活用・展開が期待できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業により導入する技術やスキーム等の今後の活用・展開の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
設備の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入する設備の保守計画の妥当性により採点する。</li> </ul>